

誓約書

() に設置した太陽光発電システムについて、次のことを誓約します。

<誓約事項>

- ・発電した電力の50%以上を設置した施設で自家消費すること。
- ・自家消費率50%以上を確認することができるための計測機器を設置し、市からエネルギー使用量等の報告を求められた場合は、調査に応じること。
- ・国の固定価格買取制度（FIT制度）及び市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（FIP制度）を利用しないこと。

年 月 日

住所

法人名称

代表者氏名
(自署)

※太陽光発電システムの設置方法が第三者所有（リース契約又はPPA契約）の場合、上記の住所・法人名称・代表者氏名はリース事業者又はPPA事業者の情報に記載する。